

「総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会 中間とりまとめ - 今後の省エネルギー対策のあり方について - (案)」への意見

1. 氏名 早川光俊

2. 連絡先

住所：540-0026 大阪府中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室

TEL:06-6910-6301

FAX:06-6910-6302

E-mail：office@casa.bnet.jp

3. 職業

特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA) 専務理事

4. 意見

【意見1】

<該当箇所>

2. 今後の省エネルギー対策の検討に当たっての基本的考え方(省エネルギー政策の目標)(p.1)

<意見内容>

・「世界に冠たる省エネルギー国家」の「世界に冠たる」という文言が抽象的であり、具体的な説明が必要である。エネルギー効率が優れているという意味ならば、省エネルギー技術だけではなく、浪費的なエネルギー消費そのものを縮減する「少エネルギー」が含まれるべきである。

<理由>

・温暖化対策としての省エネルギー対策は、効率性だけではなく、エネルギー消費の総量を削減することも求められているからである。

【意見2】

<該当箇所>

2. 今後の省エネルギー対策の検討に当たっての基本的考え方(追加的な省エネルギー対策の基本的方向)(p.1)

<意見内容>

・民生・運輸部門での対策は、「それら部門における最終需要家の努力が必要である」とあるが、これは現状分析が誤っており、次のように書き換えるべきである。すなわち、「機器類を製造する生産者の責任でエネルギー効率を改善することが必要であり、最終需要家の省エネ努力も求められる」とすべきである。

<理由>

・近年、民生・運輸部門のエネルギー消費が増加していることからこれらの部門で対策を講ずるのは当然である。しかし、その責任は最終需要家(消費者)に一方的な責任があるのではなく、むしろ機器類のエネルギー効率という性能の問題が大きい。ここでは、生産者にその責任があることから、生産者責任を問いたす文言とすべきである。

【意見3】

<該当箇所>

2. 今後の省エネルギー対策の検討に当たっての基本的考え方(追加的な省エネルギー対策の基本的方向)(p.1)

<意見内容>

・「合理的な判断として国民は自主的に省エネルギー型の生活行動をとることを期待して対策を講じることが重要」とするのは、政策の確実性が確保できないことから、「自主性」に任ずるのは行政責任の放棄に等しい。また、ここで「国民」と限定しているが、サービス業などの「企業」も含まれるべきであり、次のように文言を書き換えるべきである。「企業や国民が省エネルギー型の行動をとることを促すためには、エネルギー税財政のグリーン化の一環として、炭素税導入などの経済的な負担を求めることも検討することが必要である」

<理由>

・これまで「自主性」に任せてきた結果、民生・運輸部門のエネルギー消費量が増大したのであり、費用負担を求める政策導入で行動を変えることができるからである。

【意見4】

<該当箇所>

2. 今後の省エネルギー対策の検討に当たっての基本的考え方（追加的な省エネルギー対策の基本的方向）(p.1)

<意見>

・「今後の省エネルギー政策の推進にあたり重要なこと」について書かれている2点を実施する主語がぬけている。技術的な省エネ対策は、製造業などの生産者が行うことであり、最終需要家には対応できない。したがって、生産者責任を明確にする文言を明記すべきである。

<理由>

・省エネ対策の大半は、製造業などの生産者にしか対応できないことから、生産者責任を明記すべきである。

【意見5】

<該当箇所>

2. 今後の省エネルギー対策の検討に当たっての基本的考え方（追加的な省エネルギー対策の基本的方向）(p.2)

<意見>

・「なお、こうした対策では省エネポテンシャルを十分に顕在化させるまでに至らない場合には、京都メカニズムや国際情勢等を勘案した上で、更なる需給両面での追加対策の検討が必要となる。」の一文を削除すべきである。国内対策の強化で「6%削減」を達成すると「基本的考え方」を改めるべきである。

<理由>

・この一文は、第2ステップを始める前から失敗を予測した文言であり、このような責任回避を示す文言は不要である。また、「京都メカニズムや国際情勢等を勘案した上で」という文言は、地球温暖化対策推進大綱の京都メカニズム 1.6%分を上回る数値を利用することを示すと思われるが、もしそうであるならば、条約交渉で確認されてきた「先進国の責任、率先実行」を反故にする国内対策軽視と言わざるを得ない。

【意見6】

<該当箇所>

(1) 民生部門 エネルギー消費動向について (p.2)

<意見>

・家庭部門と業務部門のエネルギー増加要因に、機器類のエネルギー効率性の改善に余地があること、建物の断熱性の改善余地があることを指摘すべきである。

<理由>

・トップランナー方式が効果をあげているのは、技術的な対策の余地が大きかったためであり、いまだその余地が大きいことを指摘すべきである。

【意見7】

<該当箇所>

(1) 民生部門 これまでの対策の評価と今後の対策のあり方について (p.2-3)

<意見>

・業務部門のエネルギー消費実態がほとんど明らかになっていないことから、業種別、地域別の細かな実態調査を進めるべきであり、その調査結果を詳細に情報公開すべきことを付け加えるべきである。

<理由>

・エネルギー管理の徹底するためには、実態の把握と第三者チェックのための情報公開が不可欠だからである。

【意見 8】

< 該当箇所 >

(1) 民生部門 (トップランナー基準の対象拡大・強化等)(p.4)

< 意見 >

・トップランナー基準には対象外の機器類が多いことから、基準の対象を追加していくべきである。また、基準の客観的な決定根拠が策定途中で十分に明らかにされておらず、基準の妥当性の評価も検討課題とすべきである。

< 理由 >

・トップランナー方式が成功事例のように言われるが、基準の妥当性について客観的な評価がされていないことから、容易な基準設定と評価されてもやむを得ないと考えられる。

【意見 9】

< 該当箇所 >

(1) 民生部門 Ⅱ) 省エネルギー性能の優れた建築物・住宅の普及を促進する施策 (p.5)

< 意見 >

・建築物・住宅に対する省エネ基準が設定されているが、それは「努力義務」である。ドイツなど EU 諸国のように目標年度と省エネ基準の数値目標を設定し、拘束力を伴う「義務」に政策を強化すべきである。

・また、公共建築物や、住宅金融公庫・公的金融の融資物件は全て省エネ基準を守っているものに限定すべきである。

< 理由 >

・現行の省エネ基準の「努力義務」では政策が履行確保されないことから、強制力のある「義務」とすべきである。

【意見 10】

< 該当箇所 >

(1) 民生部門 Ⅱ) 省エネルギー性能の優れた建築物・住宅の普及を促進する施策 (p.6)

< 意見 >

・「高気密・高断熱などの省エネルギーと太陽光発電など新エネルギーとを組み合わせることでエネルギーを効率的に使う建築物・住宅の普及を図ることが適当である」という指摘は賛同できる。しかし、ここでは、この対策の位置づけが低いことから、項目を独立させるなど積極的な扱いとすべきである。

< 理由 >

・この書き方では、ほとんど付け足しのような印象しか受けないことから、文中で明確になるように文章構成を変えるべきである。

【意見 11】

< 該当箇所 >

(2) 運輸部門 エネルギー消費動向について (p.6-7)

< 意見 >

・運輸部門のエネルギー消費が増加した要因に、公共交通機関の廃止により自動車利用が増えたこと、貨物輸送がトラック輸送に転換したことを付け加えるべきである。

< 理由 >

・自動車走行量を削減するためには、公共交通機関の拡充と貨物輸送のモーダルシフトが不可欠だが、この間の運輸政策の失敗でどちらも成果をあげていないことを総括すべきである。

【意見 12】

< 該当箇所 >

(2) 運輸部門 これまでの対策の評価と今後の対策のあり方について (p.7)

< 意見 >

・アイドリングストップ車とハイブリット車はすでに実用化された技術であることから、これら

の技術が早期に普及が進むように補助政策を拡充していくべきである。

<理由>

- ・温暖化対策に資する技術であるから、普及に力を入れるべきである。

【意見 13】

<該当箇所>

(2) 運輸部門 これまでの対策の評価と今後の対策のあり方について (二) 交通流・物流の円滑化及び自動車交通量のマネジメント対策 (p.8)

<意見>

・ここでは、円滑な交通流の視点でしか述べられていないが、走行量の削減という施策を盛り込むべきである。具体的には、公共交通機関の拡充による自動車走行の削減やトラック輸送から鉄道、船舶へのモーダルシフトの政策を積極的に推進していくとを明記すべきである。

<理由>

・運輸部門での温暖化対策は、自動車のエネルギー効率化と走行量の削減が基本であり、後者が全く触れられていないのは片手落ちの政策提起といわざるを得ない。

【意見 14】

<該当箇所>

(3) 産業部門 これまでの対策の評価と今後の対策のあり方について (自主行動計画について)

<意見>

・経団連計画を過大評価していると言わざるを得ない。近年、産業部門でエネルギー消費量が横ばいで推移している最大の要因は、不況による素材産業の衰退、産業構造の転換に他ならない。1990年以降、エネルギー多消費産業で大規模な省エネルギー対策が行われた事例がほとんど存在していないことから、省エネ対策の効果が生じることはあり得ない。したがって、この文章全てを削除し、次のように書き換えるべきである。「産業部門においては、素材産業の衰退や産業構造転換の影響でエネルギー消費量はほぼ横ばいで推移している。日本経済団体連合会環境自主行動計画を中心とした取組は企業の自主性に委ねた拘束力が欠如したものであり、その顕著な対策効果は確認されていない。今後は、EU諸国のような政府との協定化に制度を変更することを検討すべきである。また、取組の透明性・信頼性が不十分であることから、環境NGOなどを含めた客観的な第三者機関による監査を受けるように義務づけるべきである。」

<理由>

・産業部門は最大の排出源であることから、対策を促進することが必要である。そのためには、現行の経団連計画では効果が期待されないことから、拘束力の強い政策へ転換すべきである。

【意見 15】

<該当箇所>

(3) 産業部門 これまでの対策の評価と今後の対策のあり方について (省エネルギー法に基づく措置について)

<意見>

・省エネ法では、工場に対して省エネ計画の策定や定期報告を求めているが、これらの結果や情報が外部に公開されていない。しかし、情報公開を原則義務化することによって工場の対策を促進させるように制度を変更すべきである。

<理由>

・現行の省エネ法では、工場の対策の中身と結果が全く明らかとされず、客観的な評価を下すことはできない。産業部門は最大の排出源であることから、社会に広くその成果を公開することで取組を進めさせるべきである。

【意見 16】

<該当箇所>

(3) 産業部門 これまでの対策の評価と今後の対策のあり方について (その他の対策について)

< 意見 >

・「各業界における主要な工程、製品、設備等のエネルギー消費効率について、指標となる数値(ベンチマーク)を設定」とあるが、数値目標を達成できなかった場合の担保措置も合わせて記載すべきである。

< 理由 >

・単なる数値目標の設定では、「努力義務」にすぎないことから、拘束力を伴う「義務」とすべきである。

【意見 17】

< 該当箇所 >

(4) 部門横断的対策 その他多様な主体の参加による省エネルギーの普及啓発・推進(=) 国民の自主的な責務、広報や省エネルギー教育等を通じた普及啓発 (p.10)

< 意見 >

・「国民は自らの自主的な責務として省エネに積極的に取り組むはず」「次世代を担う子供たちが省エネルギー問題を自らの問題として考える」とあるが、省エネルギー対策は生産者・企業が行うべきものであり、国民・消費者が省エネ問題の大部分の責任を負うかのような誤解を与えるこうした文言は削除すべきである。

< 理由 >

・省エネ対策は個人で対応できない部分が大半であり、企業責任を個人責任に転嫁させるような文言は不適切であり、削除すべきである。

【意見 18】

< 該当箇所 >

(4) 部門横断的対策 その他多様な主体の参加による省エネルギーの普及啓発・推進(=) 地方公共団体や非営利組織の役割 (p.11)

< 意見 >

・地方公共団体の役割の重要性は指摘の通りである。しかし、実際には、地方公共団体は財源も権限もないのが現状であり、こうした問題点の現状分析を行うべきである。

・非営利組織の役割について書かれているが、これは行政がやるべき責務を非営利組織や市民団体に押しつけるだけの国の都合のよい解釈でしか書かれていない。市民団体は、市民への環境教育だけではなく、企業の取組のチェックや政策提言も行っており、ここでは片手落ちの期待しか示されていない。次のように書き換えるべきである。「また、非営利組織や環境 NGO の活動は、市民に対する環境教育や省エネルギー教育にとどまらず、企業の取組をチェックし、行政へ政策提言を行うなど、行政・企業・市民の対等な関係とその役割が求められている。」

< 理由 >

・この文章では、地方公共団体と市民団体への役割がほとんど重要視されていない。とくに市民との協調関係を構築する重要性、視点が全く欠けている。

【意見 19】

< 該当箇所 >

(5) 上記省エネルギー対策の位置づけ及び更なる省エネルギー対策の検討 (p.11)

< 意見 >

・「このような対策については、今後社会に浸透していくことが期待される省エネ技術の効果、対策の費用対効果などを踏まえつつ、需給両面からの対策のプライオリティにつき広く議論を行い、その中から国民の選択によって着手していく対策である」とあるが、「国民の選択」はどのように行われるのか、具体的に示すべきである。

< 理由 >

・「国民の選択」の方法が抽象的に書かれているだけで中身がわからない。

【意見 20】

< 該当箇所 >

4. 2030年に向けた省エネルギー社会の展望について (p.12-13)

< 意見 >

・2030年の省エネルギー社会の構築に向けて、「イノベーションの役割の果たすが大きい」と書かれているが、技術の役割については、今商業化されているあるいはされつつある技術を最大限に普及させること、今ある技術の小幅の改良でいっその効率改善を目指すことが重視されるべきである。また、技術開発よりも適切な需要管理による大量エネルギー消費社会からの脱却こそが重要である。ここでは、現在の大量生産・消費・浪費社会の問題性については一言も触れていないが、経済・社会の質的転換という視点を盛り込むべきである。

・日本の環境政策に共通する欠点、問題点であるが、ここでも2030年という長期的なビジョンを描いているにもかかわらず、政策理念と目標が全く触れられていない。なぜ、省エネルギー社会を展望するのかというと、温暖化防止が最大の目的である。そうならば、英国の2050年にCO2排出量を60%削減のような環境目標を盛り込むべきである。また、それを達成するためには、ファクター10や環境再建のような政策理念も盛り込むべきである。

< 理由 >

・ここで描かれた2030年の社会は、現在の社会を先延ばしただけであり、CO2排出量の大幅な削減という大きな変化が求められているにもかかわらず、その要求にこたえられていない。